

## 第 24 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 1 月 15 日（月） 13 時 58 分～14 時 30 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（17 名）

|        |       |        |        |        |        |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 1 番委員  | 三浦 勝志 | 2 番委員  | 齋藤 美也子 | 3 番委員  | 對馬 忠法  |
| 4 番委員  | 古川 榮  | 5 番委員  | 工藤 守   | 6 番委員  | 高井 美奈子 |
| 7 番委員  | 今井 文雄 | 8 番委員  | 大川 哲彌  | 9 番委員  | 花田 良造  |
| 10 番委員 | 工藤 正  | 11 番委員 | 丹代 純嗣  | 12 番委員 | 葛西 雅博  |
| 13 番委員 | 今井 龍美 | 14 番委員 | 柴田 博明  | 16 番委員 | 小山内 知寛 |
| 18 番委員 | 山口 知治 | 19 番委員 | 長尾 浩   |        |        |

4 欠席農業委員（2 名）

|        |       |        |       |  |  |
|--------|-------|--------|-------|--|--|
| 15 番委員 | 桑田 久毅 | 17 番委員 | 三浦 良孝 |  |  |
|--------|-------|--------|-------|--|--|

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（7 名）

|      |       |      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 平賀-1 | 赤平 和総 | 平賀-3 | 七戸 茂春 | 平賀-4 | 齊藤 嗣郎 |
| 平賀-5 | 谷川 一雄 | 尾上-1 | 小野 良  | 尾上-2 | 葛西 均  |
| 碓ヶ関  | 平山 純一 |      |       |      |       |

6 欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

|      |      |  |  |  |  |
|------|------|--|--|--|--|
| 平賀-2 | 阿部 功 |  |  |  |  |
|------|------|--|--|--|--|

7 出席事務局職員（4 名）

|      |       |        |       |          |       |
|------|-------|--------|-------|----------|-------|
| 事務局長 | 小笠原 健 | 事務局長補佐 | 佐藤 満徳 | 碓ヶ関支局長補佐 | 長濱 貴弘 |
| 主査   | 谷川 智也 |        |       |          |       |

8 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 92 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 93 号 農地利用集積計画の決定について

報告第 69 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 70 号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第 71 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

9

会議の概要

あいさつ

(省略)

農業委員会憲章  
唱和 (委員全  
員)

(省略)

【開会 14 時 01 分】

議長 (今井龍  
美)

これより、第 24 回総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は、19 名中 17 名です。  
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。  
議事録署名者の指名について、議長より指名することにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。  
11 番丹代委員、12 番葛西委員の両名をお願いいたします。  
次に、会期についてお諮りいたします。  
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございません  
か。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。  
議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、長瀨碓  
ヶ関支局長補佐、谷川主査の出席を求めました。書記には、長瀨  
碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。  
それでは議案審議に入ります。本日の議案は、お手元に配付し  
てある議案第 92 号及び議案第 93 号の 2 件、ほかに報告が 3 件で  
ございます。  
現地調査の報告を省略し、担当した委員の方から特に疑問点等  
がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。  
はじめに、議案第 92 号を議題とし、事務局に説明を求めま  
す。

谷川主査

1 ページをご覧ください。

議案第 92 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、及び別添 2 売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、139 番は耕作便利、140 番は経営拡大、141 番から 143 番は譲受人の要望、144 番は譲渡人の要望、145 番と 146 番については贈与によるものです。

件数は 8 件、面積 11,327 平方メートル、地目はすべて畑となっております。

次に、4 ページの賃貸借権設定について、154 番は耕作便利、155 番から 163 番は経営拡大、164 番から 174 番までは基盤法から農地法 3 条への再設定によるものです。

件数は 21 件、面積 118,852 平方メートル、田 49 筆 83,739 平方メートル、畑 29 筆 35,113 平方メートルとなっております。

次に、12 ページの使用貸借権設定については、28 番及び 29 番は経営拡大、30 番は農業者年金のための再設定によるものです。

件数は 3 件、面積 35,745 平方メートル、田 12 筆 23,444 平方メートル、畑 8 筆 12,301 平方メートルとなっております。

今回、申請のあった案件については農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した農業委員の方で、疑問点等がある方がおりましたらお願いします。

ございませんか。

担当委員

ありません。

議長

それでは、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

議長

それでは、賃貸借権設定の 154 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、賃貸借権設定の 154 番は、赤平推進委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、赤平推進委員に退席を求めます。

(赤平推進委員、退席)

議長 それでは、所有権移転の 154 番について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、154 番を原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
赤平推進委員の入室を許可します。

(赤平推進委員、着席)

議長 それでは、賃貸借権設定の 172 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、賃貸借権設定の 172 番は、齊藤推進委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、齊藤推進委員に退席を求めます。

(齊藤推進委員、退席)

議長

それでは、所有権移転の 172 番について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、172 番を原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
齊藤推進委員の入室を許可します。

(齊藤推進委員、着席)

議長

次に、議案第 93 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

14 ページをご覧ください。

議案第 93 号 農用地利用集積計画の決定について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 3 と合わせて、15 ページをご覧ください。

所有権移転については、179 番から 20 ページの 196 番までが経営拡大、197 番及び 198 番はお互いに無償による交換となっております。

件数は 20 件、面積 72,898 平方メートル、田 45 筆 51,755 平方メートル、畑 29 筆 21,143 平方メートルとなっております。

なお、売買価格については、別添 3 の資料のとおりです。

次に 21 ページ、利用権設定については、58 番は再設定、59 番は経営拡大によるものです。

件数は2件、面積14,086平方メートル、地目は全て田となっております。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました、11番丹代委員、12番葛西委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

ありません。

議長

それでは、所有権移転の181番を除いて、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

山口委員。

18番山口委員

15ページの180番の譲受人の方はどのような方なのか。

谷川主査

180番の譲受人になりますけれども、これまでも親の田んぼ、畑、1町8反歩を耕作しておりまして、さらに拡大ということで今回こちらの案件のとおり、四ツ屋の場所を買うという話で受けております。

議長

他に、ございませんか。

議長

それでは、所有権移転の181番を除いて、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、賃貸借権設定の181番は、齊藤推進委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に準じ、齊藤推進委員に退席を求めます。

(齊藤推進委員、退席)

議長 それでは、所有権移転の 181 番について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、181 番を原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
齊藤推進委員の入室を許可します。

(齊藤推進委員、着席)

議長 ただいまの所有権移転の件で、192 番の七戸推進委員の息子さんの案件でありましたので、本来これも個別に審議しなければいけなかったと今指摘を受けました。再度審議をしたいと思いますので、七戸推進委員の退席を求めます。

(七戸推進委員、退席)

議長 それでは、所有権移転の 192 番について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、192 番を原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
七戸推進委員の入室を許可します。

(七戸推進委員、着席)

議長

次に、報告 3 件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査

22 ページをご覧ください。

報告第 69 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

別添 4 関連案件一覧と合わせて、23 ページをご覧ください。

97 番から 102 番は借受人へ売買するため、103 番は貸付人の要望、104 番は他者へ売買するため解約するものです。

件数は 8 件、面積 36,159 平方メートル、田 16 筆 23,631 平方メートル、畑 13 筆 12,528 平方メートルとなっております。

続いて、26 ページをご覧ください。

報告第 70 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

40 番は他者へ売買するため、41 番は他者へ貸借するため、42 番は借受人の要望により解約するものです。

件数は 3 件、面積は 12,947 平方メートル、田 11 筆 11,334 平方メートル、畑 3 筆 1,613 平方メートルとなっております。

続いて、28 ページをご覧ください。

報告第 71 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので、報告するものです。

今回の届出地については、30 ページのとおり、小和森小学校から南西へ約 450 メートルに位置しております。

土地利用計画は、31 ページのとおり、普通住宅の建設です。左隣の土地と合わせて、住宅用地とする予定でございます。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

小野委員。

尾上-1 小野委員

使用貸借の 41 番、先ほど 3 条の賃貸借でも出てきたのですけれども、貸付人の名前外 1 名の外 1 名とはどういうことですか。



|           |                                                                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 谷川主査      | こちら外1名となっているのは、共有名義となっているということで、こちらに記載しております。                                                       |
| 尾上-1 小野委員 | 全部の面積で共有名義なのか。                                                                                      |
| 谷川主査      | こちら11筆すべてが共有名義となっております。                                                                             |
| 尾上-1 小野委員 | 共有名義で外1名なら、もう一人の方の名前を出してもいいのでは。奥さんや親族なのか。                                                           |
| 谷川主査      | 共有名義につきましては、これまでも何件もありましたけれども、代表者1名の名前だけ表示しておりまして、それ以外につきましては外1名、もしくは外2名などという表記で表しています。             |
| 議長        | 他に、ございませんか。<br>葛西委員。                                                                                |
| 12 番葛西委員  | 24ページの103番、解約の理由が貸付人の要望、他に27ページの借受人の要望とあるわけですけれども、今後どのようになるのかを教えてください。                              |
| 谷川主査      | ただ今の2件につきましてですけれども、こちらは次に貸したり売買するという予定は特に無く、当面の間は自己管理という扱いになります。                                    |
| 12 番葛西委員  | 私地元なのですけれども、24ページの103番ですけれども、耕作出来なくて貸したわけですね。そして今、また耕作するということは、誰かがまた耕作するといった意向なのか、そこのところははっきりして欲しい。 |
| 事務局長      | 今の案件につきましては、今のところはどうかということが決まっておらず、解約の時点ではそのような申し出はありませんで、今後確認したうえで情報共有します。                         |
| 議長        | 他に、ございませんか。<br>對馬委員                                                                                 |

3 番對馬委員           この使用貸借合意解約の 41 番ですけれども、合意解約して貸借はいつするのか。ここの契約を解約して別の人に貸すのか。

事務局長               6 ページの 161 番です。

議長                   他に、ございませんか。  
小野委員。

尾上-1 小野委員       先ほど、葛西委員の質問がありました 18 条合意解約の 103 番は、金屋のどの辺りなのか。

12 番葛西委員        上早稲田なので山の辺りです。

議長                   他に、ございませんか。

議長                   ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。  
よって、第 24 回総会を閉会いたします。

**【閉会 14 時 30 分】**